

募集要項（別紙1）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 指定管理者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この管理業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（個人情報の機密保持義務）

第2条 乙は、この管理業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この管理業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（管理目的以外の個人情報の利用の禁止）

第3条 乙は、管理業務を行うため個人情報を収集し、又は利用するときは、業務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への個人情報の提供の禁止）

第4条 乙は、隠岐の島町（以下「甲」という。）の指示がある場合を除き、この管理業務に関して知ることのできた個人情報を管理業務以外の目的に使用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（第三者への個人情報の処理の委託の禁止又は制限）

第5条 乙は、この管理業務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、甲の承諾を得るものとする。

（個人情報の複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、この管理業務を行うため、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時の報告義務）

第7条 乙は、この管理業務を行うにあたり個人情報が記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（個人情報の返還又は抹消義務）

第8条 乙がこの管理業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、指定期間の満了後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは甲の指示に従い抹消するものとする。ただし、

甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(損害賠償義務)

第9条 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(適正管理)

第10条 乙は、この管理業務を行うため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。